（給付金制度のご案内）

※すでに７月に申請済みのご家庭は今回の申請は不要です※

令和８年度 高校生等奨学給付金【追加募集】

！本年度より支給対象となる世帯が大きく広がっています！

高校生活には、教材費や修学旅行費など、授業料以外にもさまざまな費用がかかります。こうした教育費の負担を軽減し、生徒の学びを支えるための「返還不要」の給付金です。

「以前は支給対象外だった」というご家庭も、あらためてご確認ください。

■ 対象世帯・給付額の目安

世帯区分（年収は目安）	住民税所得割額の合算額（保護者等全員）※1･2	全日制給付額（年額）	制度の位置づけ
生活保護（生業扶助）受給世帯	―	32,300 円	従来から対象
住民税非課税世帯（年収 270 万円未満程度）	0 円（非課税）	143,700 円	従来から対象
年収 270～380 万円程度	100 円～105,500 円未満	47,900 円	令和８年度から**拡充**
年収 380～490 万円程度	105,500 円～182,500 円未満	35,930 円	令和８年度から**拡充**

※1 ここでいう「所得割額」は、保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額です。

※2「実際に納めた市・県民税の総額」そのものではありません。課税証明書等やﾏｲﾅﾎﾟｰﾀﾙ「わたしの情報」で確認できます。

■ 主な対象要件

- 高校等に在学している生徒の世帯であること
- 保護者等の所得が所定の基準に該当すること
- 生徒の国籍・在留資格等について所定の要件を満たすこと

■ 申請方法

申請書類の入手	学校ホームページからダウンロード または 事務室で紙の申請書類を受け取る
提出先	浜松東高等学校　事務室
事務室への提出期限	**令和８年 11 月 13 日（金）まで**

■ 家計が急変した場合にも

保護者等の負傷・疾病による療養や離職などにより収入が減少した場合は、家計急変支援の対象となることがあります。

「制度をもっと知りたい」「支給対象かもしれない」と思ったら、まず事務室へ

年収だけで判断せず、住民税所得割額もご確認ください。支給対象か分からない時もお気軽に御連絡下さい。

浜松東高等学校　事務室　TEL 053-434-4401